

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○保安林等の皆伐面積の残存許容限度を公表する件

## 告 示

福島県告示第三百五十八号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十一年度において許可すべき同一の単位とされる保安林等の皆伐面積の残存許容限度を次のとおり公表する。  
平成二十一年六月一日

平成二十一年六月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

残存許容限度

平成二十一年度皆伐面積の残存許容限度(単位 ヘクタール)

同一の単位とされる保安林等の名称

- 宇多川水源かん養保安林 八四・九八
- 宇多川土砂流出防備保安林 三九・七八
- 宇多川干害防備保安林 〇・四八
- 新田川水源かん養保安林 二八五・五七
- 新田川土砂流出防備保安林 一〇七・六九
- 新田川干害防備保安林 五・〇〇
- 請戸川水源かん養保安林 二七一・四七
- 請戸川土砂流出防備保安林 一二三・一五
- 請戸川土砂崩壊防備保安林 〇・〇四
- 請戸川干害防備保安林 四・二二
- 木戸川水源かん養保安林 四〇二・六九

- 木戸川土砂流出防備保安林 九六・三二
- 木戸川防風保安林 一・七六
- 夏井川下流水源かん養保安林 四八三・三九
- 夏井川下流土砂流出防備保安林 一二九・七八
- 夏井川下流干害防備保安林 八・五四
- 鮫川下流水源かん養保安林 三〇一・〇一
- 鮫川下流土砂流出防備保安林 二九・五〇
- 福島北東地区水源かん養保安林 四二二・一一
- 福島北東地区土砂流出防備保安林 一五二・一三
- 福島北東地区干害防備保安林 〇・九二
- 福島南西地区水源かん養保安林 一八一・五〇
- 福島南西地区土砂流出防備保安林 三八・六二
- 郡山地区水源かん養保安林 五八九・二八
- 郡山地区土砂流出防備保安林 二六・三六
- 郡山地区干害防備保安林 五・九二
- 郡山地区水害防備保安林 〇・一二
- 夏井川上流水源かん養保安林 二九・三〇
- 夏井川上流土砂流出防備保安林 七・三二
- 夏井川上流干害防備保安林 二・九四
- 阿武隈川上流水源かん養保安林 三五三・五六
- 阿武隈川上流土砂流出防備保安林 三五・九四
- 石川地区水源かん養保安林 〇・七二
- 石川地区土砂流出防備保安林 一・二四
- 石川地区干害防備保安林 一・五七
- 鮫川上流水源かん養保安林 一〇・〇二
- 鮫川上流土砂流出防備保安林 一五・七〇
- 鮫川上流干害防備保安林 三・二〇
- 久慈川水源かん養保安林 一五六・九六
- 久慈川土砂流出防備保安林 九六・九七
- 久慈川干害防備保安林 〇・四四
- 猪苗代地区水源かん養保安林 三三三・四四
- 猪苗代地区土砂流出防備保安林 八二・九二
- 松原地区水源かん養保安林 二五二・一六
- 松原地区土砂流出防備保安林 〇・五四
- 濁川水源かん養保安林 五三八・五三
- 濁川土砂流出防備保安林 四三・七四
- 濁川干害防備保安林 〇・六二
- 阿賀川下流水源かん養保安林 二三四・〇〇
- 阿賀川下流土砂流出防備保安林 九六・四〇

阿賀川下流干害防備保安林	五・九〇
阿賀川中流水源かん養保安林	七一九・二八
阿賀川中流土砂流出防備保安林	一〇九・七五
阿賀川中流防風保安林	〇・〇四
阿賀川中流干害防備保安林	一・一六
只見川下流水源かん養保安林	七五一・三六
只見川下流土砂流出防備保安林	一三〇・六四
只見川下流干害防備保安林	一・一八
阿賀川上流水源かん養保安林	一、〇七七・五七
阿賀川上流土砂流出防備保安林	四九八・七七
只見川上流水源かん養保安林	一、六七三・四四
只見川上流土砂流出防備保安林	二四八・七一
只見川上流干害防備保安林	五・七六
浜通り地区保健保安林	二九・四二
中通り地区保健保安林	六・七〇
会津地区保健保安林	九八・八八

(治山対策課)